

佐賀県老人福祉施設協議会社会貢献活動

「高校生等福祉サービス就業支援事業」実施要綱

(事業名称)

第1条 この事業の名称は「高校生等福祉サービス就業支援事業」（以下、「本事業」という。）とする。

(実施主体)

第2条 本事業は、佐賀県老人福祉施設協議会（以下、「県老施協」という。）が実施する。

2 本事業の実施にあたって、佐賀県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が県老施協の事務局としてサポートするほか、関係する高等学校、行政機関等との連携に努める。

(趣旨及び目的)

第3条 社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく地域における公益的な活動が求められている。

また、社会福祉事業を支える担い手については、少子化の影響から人材の確保が難しくなっており、将来に亘り事業を安定的に運営するには、若い世代に福祉について興味を持ち、目指すべき仕事として意識づけることが重要となっている。

このようなことから、県老施協では、佐賀県内の高等学校等に在学する生徒を対象に福祉に関する学びの機会の提供と就業を支援することを目的として本事業を実施する。

(事業及び支援の内容)

第4条 本事業において次に示す活動を行う。

- (1) 介護福祉士国家試験の受験資格を取得（見込でも可）した高校生に受験料を給付する。
- (2) 県老施協加盟施設に就職が内定し介護に関する資格を取得（介護福祉士を目指す場合は、受験資格の取得で可）できた高校生に、卒業時（見込でも可）に就職準備金を給付する。
- (3) 県老施協加盟施設は、佐賀県内の小・中・高等学校から招聘を受け、予め講師として県老施協に登録した当該施設の職員を派遣する。
- (4) 県老施協加盟施設における高校生の介護実習費を無料とする。
- (5) 高校生の福祉事業への就業意欲の向上を図ることを目的として、別表1の資格が取得できる佐賀県内の高等学校を優秀な成績で卒業する者（各校1名）に対して、本会会長より表彰状と記念品（又は奨励金）を授与する。

(対象者)

第5条 第4条第1号及び第2号の対象とする者は、現に高等学校に在学し厚生労働省が定める介護に関する（別表1）に示す資格の取得を目指し、在学する高等学校長の推薦を受けられるものであって、その属する世帯が次に示す生活困窮状態にあるものとする。

- (1) 属する世帯の就労所得を有する者の住民税が非課税である場合
- (2) 一人親家庭
- (3) 上記の他、県老施協会長が生活困窮状態にある世帯と認めた場合

2 前項の規定に関わらず、次の(1)～(5)のいずれかに該当する場合は原則として本事業の対象としない。

- (1) 休学しているもの
- (2) 過去にこの事業からの支援金を受けた実績のあるもの

- (3) 借入金、滞納金の返済に充てようとする場合
- (4) 保護者（親権者）又は本人が金融機関の口座を持っていない場合
- (5) その他、不正な受給が認められた場合

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）及び暴力団員が属する世帯を除くものとする。

（基金の設置）

第6条 本事業を実施するため、県老協に高校生等福祉サービス就業支援基金（以下、「基金」という。）を設置する。

（基金の財源）

第7条 基金の財源は、県老協加盟施設（法人）のうち、この事業に参加する施設（法人）の拠出金等を以って充てる。

2 拠出金は、年度毎に募り、1法人が1口20,000円（1口以上）とする。

（個人情報の保護）

第8条 本事業を実施する関係者は、事業の実施に際して知り得た個人情報を要支援者の同意を得ずに第三者に漏らしてはならない。なお、個人情報保護のため次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いにより個人の権利を侵すことのないよう最大限に努めなければならない。
- (2) 個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとしなければならない。
- (3) 収集、作成した個人情報を本事業の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。
- (4) 収集、作成した個人情報の漏えい、き損及び滅失があった場合は、県社協会長及び県老協協会長に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (5) 収集、作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、県老協の責任において、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。

（雑則）

第9条 この実施要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、県老協協会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱の改正は、平成30年6月13日から施行する。

附則

1 この要綱の改正は、平成30年8月1日から施行する。

附則

1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（厚生労働省が定める介護に関する資格）

- 介護福祉士
- 介護職員実務者研修
- 介護職員初任者研修

